

第4章 地域・職域健康管理総合化モデル事業の推進要因と課題

1 組織

(1) 参加者の事業への取り組み意識の統一化

連携事業には多くの組織が関連することから、それぞれの組織が連携事業に対する認識と目的意識を共有化することが求められる。連携事業に対する理解不足や取り組みに対する意識の格差を解消するように、推進協議会を通して調整を図ることが連携事業を推進する上で特に重要である。

(2) 推進協議会メンバー構成、その活動範囲及び位置付け

推進協議会では、連携事業にかかわる様々な側面を調整する必要がある。調整事項毎に、推進協議会のメンバー構成を変更することも必要である。運営全体に関連することについては、事業に関わる組織を代表するメンバーの参加が求められるが、健診情報の標準化に関しては、関係職種を中心にして協議を進め、全体の連携会議に報告するなど効率的な協議会の運営が求められる。

(3) 地域、職域の連携事業への支援体制

地域と職域の具体的な連携事業は、二次医療圏毎に計画、実施されることが適当と考えられる。連携事業を推進するためには、二次医療圏毎に計画、実施されるもの以外に、国レベルで標準化や調整を図ることが求められる場合がある。連携事業にかかわるインフォームドコンセントの取得方法、健診データの共有化のための交換規約、健診データの活用の考え方などは国レベルで調整することが必要と思われる。当該モデル事業において、これらの試行が行われ、一定の成果が得られたところであるが、このような基本的な事項の共通化を行うことが連携を推進する上で重要である。

2 組織の役割

(1) 連携事業を推進する関係者及び関係機関の役割

1) モデル事業実施者におけるキーパーソンの存在

連携事業の推進には、推進協議会の効果的な運営を支援するキーパーソンを確保することが求められる。地域及び職域の中からキーパーソンとなりえる人材を発掘し、推進協議会運営に参画してもらうための方策について考えることが必要である。連携事業に際して、地域側及び職域側から複数の団体が関与することから、相互の調整を図るとともに、連携に必要とされる事項の運営ができる大学の公衆衛生を担当している研究者等、地域職域双方の保健活動に理解のある熱心なキーパーソンの存在は重要である。

2) モデル事業を推進するための関係機関の役割

推進協議会の運営を円滑に行うには、地域保健及び職域保健の両方について理解の深い関係機関又は関係者の役割が大きい。日頃より公衆衛生活動に関わっている医師会は、推進協議会においても健診機関、医療機関、地域産業保健センター等との連携を図ることができ、また連携事業としての健康教育や特に小規模事業所に対して保健指導を実施する際の資源としても重要な役割を担うことができると考えられる。

また、このモデル事業では、健診情報の共有化、健診データシステムの構築等も重要な事項であるため、推進協議会には保健、医療及び福祉等関連機関だけでなく、システム開発担当者等情報処理関係の技術者の参加を促すことも大切である。

(2) 地域及び職域の健康診断情報に精通した健診実施機関の存在

連携事業に際して、健診情報を共有化することが必要である。健診項目の精度管理、健診結果報告書の調整などを管理できる健診実施機関が存在していることが望ましい。都道府県内の健診機関を通して、健診システムの構築を推進しておく等の準備が必要である。さらに、生活習慣を評価する標準的な問診項目を調整しておくことが望ましい。

(3) モデル事業実施前の地域・職域連携体制の構築及び運営の経験

連携事業を効果的に推進するためには、連携事業の実施以前に基盤となる健診データを活用した事業の構築や運営の経験が重要である。連携では健診情報を共有化する必要があり、健診データシステムを構築した経験、地域職域での共同保健事業の運営などを通して、関係者の交流を図っておくことが必要である。

連携事業における健康管理総合化システムの構築には多大な時間と経費が必要であり、既存事業として総合化システムを支える環境を整備しておくことは重要である。

3 健診情報の管理

(1) 個別同意取得方法の明示

連携事業では健診情報を第三者に提供することから、個人情報提供される際には同意を得ておく必要がある。保健情報として、個人情報を提供するメリットについて十分な説明を行い、同意を得ることが必要で、同意取得については一定の説明文書や手続きについて全国的に共有できるひな形を提供することが望まれる。

(2) データの同定、転送及び活用方法

健診データは個人情報であることから、その扱いについては十分な配慮が求められる。特に、個人識別情報は個人を同定する情報であり、連携事業を進める上で重要なキーになる情報であるが、守秘義務など個人識別の取扱には十分注意する必要がある。

データの転送に関しては、本人の同意を得て連携先に転送するか、本人を經由して連携先に提供されるなどの配慮が必要であり、保健事業において健診データを保健指導に活用する方法を開発する際にも配慮が必要とされる。

(3) データベースの維持及びシステムの運用・管理体制

連携事業において収集された健診情報は、個別の保健指導に活用されるほか、集団情報として地域診断に利用される。そのためには、収集されたデータベースを更新維持する作業を行う部門を設立する必要がある。連携事業を担当する二次医療圏毎に、一つのデータベースを管理する組織を設立していく方法と都道府県単位又はそれ専門の第三者機関を設立して、連携事業における健診情報を運用管理する方法のいずれかによってデータベースの管理体制を持つことが望まれる。

4 連携事業による連続した健診データの活用方法

(1) 総合化されたデータの個別指導への利用

地域・職域保健における健診データを個人毎に総合化した資料をもとにして、個別の保健指導の際に使用する資料を作成する手法を構築する必要がある。年1回得られる健診データから健康状態の推移を把握するとともに、生活習慣との関係を受診者に説明することは生活習慣病を予防するための保健指導として有用な情報であることから、健診データに基づく資料作成及び情報提供に関する手法の開発を行う必要がある。

(2) 地域保健専門職、特に保健師の職域保健に関する知識・技術の向上

保健事業を連携する際には、それぞれが地域保健、職域保健に対する相互理解を深める必要がある。特に、職域保健では事業者の役割、労働環境の特性など地域保健とは異なる部分に関する知識や技術を共有する必要がある。そのためには、地域保健担当者に職域保健の特徴を説明する講習会などを企画することが必要である。

連携事業を推進するためには、保健師が効果的な保健活動を構築するスキルと経験を推進協議会などの場において共有することが必要である。

連携事業による健診データをもとに、保健指導を実施する有用性は理解されるものの、現場では人的資源が限定されており、保健事業対象者の選定などに工夫が必要と考えられた。また、地域での保健指導の結果を職域保健担当者にフィードバックすることにより、連携事業をさらに強化することも必要であると考えら

れる。

(3) 地域と職域の保健指導実施基準の格差

職域保健では疾病予備軍から対象としているが、地域保健では受診勧奨レベルを対象としていたところもあり、退職者の連携事業を進めていく上で対象者の選定基準及び保健指導の実施基準などの調整を行うことが必要である。

連携事業の中で保健指導を提供する際には、保健指導の指導基準が異なると対象者に対する保健サービスに一貫性を欠き、対象者へのサービス低下につながることから、連携事業に関係する組織間で、一定の保健指導の実施基準と内容が設定されるように調整を行う必要がある。

(4) 職域対象者と地域住民との重なり調整及び連携体制の構築

職域健診の対象者は、老人保健法に基づく健診対象者に含まれていないことになっている。就業形態が複雑になり、同一の個人が職域健診の対象者であったり、地域健診の対象となることで、単一年度に複数回の健診を受診することがあったり、逆に受診機会を逸して健診を受けないようなこともあり得る。連携事業を通して、健診の機会が適正となるような体制が望まれる。

一方、健診後の保健事業に関しては、地域保健と職域保健のそれぞれの対象者が活用できるような連携体制を構築し、保健事業が実施されるメリットは大きい。